

令和8年7月15日

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局 海事振興部 旅客課

(1) 行政処分等の年月日	令和8年7月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社ジール
(3) 処分等の種類	事業の停止命令
(4) 事故等の概要	令和7年10月9日、10月23日、10月30日、10月31日、11月5日及び令和8年1月15日、関東運輸局が上記事業者に対する海上運送法第25条第1項に基づく検査を実施したところ、適切な船舶職員を乗組ませずに運航していたこと、一般旅客定期航路事業の船舶運航計画の届出を行っていなかったこと等、海上運送法等関係法令の違反を確認した。
(5) 処分等の内容	【事業の停止命令について】 海上運送法第17条、法第21条の5において準用する法第17条及び法第22条第2項において準用する法第19条の14に基づき、令和8年7月15日から令和8年8月13日までの30日間、一般旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業及び一般不定期航路事業の事業を停止すること。
(6) 違反点数付与状況	当該行政処分等により付された違反点数 Ⅰ) 一般旅客定期航路事業(関東154) 53点 (うち輸送の安全に関する違反点数 50点) Ⅱ) 旅客不定期航路事業(関東不1105) 51点 (うち輸送の安全に関する違反点数 50点) Ⅲ) 旅客不定期航路事業(関東不1185、関東不1186、関東不1203)、一般不定期航路事業 各50点 (うち輸送の安全に関する違反点数 50点)

令和8年7月29日

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局 海上安全環境部 運航労務監理官

(1) 行政処分等の年月日	令和8年7月29日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社小笠原エコツーリズムリゾート
(3) 処分等の種類	輸送の安全確保に関する命令
(4) 原因となった事故等の概要	令和8年3月6日及び令和8年6月2日に海上運送法第25条第1項に基づく検査を実施したところ、暴露甲板に乗船している旅客に救命胴衣を着用させていない等、安全管理規程に定める事項が遵守されていないことが確認された。
(5) 処分等の内容	以下に掲げる措置について、令和8年8月31日までに当局あて文書にて報告すること。 ① 海上運送法第21条の5において準用する同法第11条第1項に基づき、事業計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けること。 ② 経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全を確保するために、海上運送法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。 ③ 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。 ④ 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、海上運送法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。 ⑤ 運航管理者は、安全管理規程第21条に基づき、運航計画を作成する場合は航路の安全性を検討すること。 ⑥ 安全管理規程第31条及び運航基準第7条に基づき、基準経路を遵守すること。 ⑦ 安全管理規程第32条及び作業基準第11条に基づき、船長は、暴露甲板に乗船している旅客には、救命胴衣を着用させること。

(6) 違反点数付与状況	当該行政処分等により付された違反点数	28点
	(うち輸送の安全に関する違反点数	21点)
	当該事業者の累積違反点数	
	①旅客不定期航路事業	28点
	(うち輸送の安全に関する違反点数	21点)
	②一般不定期航路事業	25点
	(うち輸送の安全に関する違反点数	24点)